

平成25年第2回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成25年7月12日 午前10時11分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	廣瀬	裕君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	篠田	英一君	9番	牧山	龍雄君
10番	福智	正之君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	沼寄	繁君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	林	博行君
経済課	長	大槻	正己君
総務課	参事	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	関口	富士子君
福祉課	長	小川	輝文君
福祉課	参事	椿	法男君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年7月12日（金曜日）

午前10時11分開議

議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程4. 議案第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程5. 議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程7. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第6号
- 日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程7. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時11分開議

○議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、石川 勇氏外24名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、ご承知くださるようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 日程1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第122条第1項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定いたしました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表のとおり質問を許します。

1、財政問題について、町発注の入札については宮本秀樹君からの質問です。

2、今後の農業施策については服部 隆君からの質問です。

3、農業の振興について、コミュニティバスについては野澤良治君からの質問です。

4、町内の環境美化については、星野初英さんからの質問です。

5、学校統合については、青野 正君からの質問です。

6、これからの町政については、篠田英一君からの質問です。

7、公文書について、生板小学校通学路について、中学生海外視察研修については、牧山龍雄君からの質問です。

8、町政一般については、大野佳美君からの質問です。

初めに、宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

○12番（宮本秀樹君） 皆さんおはようございます。12番宮本でございます。

雑賀町長におかれましては、今回の町長選挙におかれまして見事当選されまして、まことにおめでとうございます。大変厳しい行財政の中での出発になりますが、河内町発展のため、そして町民一人一人のために期待にこたえるべく、精いっぱい頑張ってください。町民だれもが住みたい河内町を目指して、我々議員とともに努力してまいりましょう。今後のご活躍をご期待申し上げます。

日本の経済もアベノミクス戦略で少しずつよい方向に動いているように思いますが、景気回復への期待感が高まっているものの、実体経済の先行きは依然予断を許さない状況が続いています。地方の再生なくして日本の再生なし、地域の活力を取り戻そうではありませんか。

通告に従いまして一般質問を行います。1回目の質問に入らせていただきます。

財政問題について、企画財務課長、町長にお伺いいたします。

1点目、隣接市町村を含めて厳しい財政状況であろうと思いますが、河内町の借入金は幾らあるのでしょうか。特別会計を含めてお聞きいたします。

2点目、財政積立基金は幾らあるのかお聞きいたします。

3番目、経常収支比率は何%になっているのかお答えください。

4番目、町の借入金を入れなかった場合は、実質何%になるのかお聞きいたします。

5点目といたしまして、健全財政を目指していくためには、今後の財政を見直したりし

なくてはならないと思いますが、財政状況の改善方法をどのように考えているのかお聞かせください。

2回目以降の質問は、この後、自席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

平成24年度決算で借入金残高は、一般会計地方債残高30億3,668万3,000円、下水道事業特別会計地方債残高が25億8,300万3,000円、水道事業会計企業債残高が3億1,349万8,000円で、合計で59億3,318万4,000円でございます。

財政調整基金は2億4,267万3,000円で、経常収支比率は現在決算統計中ですが、平成24年度速報値で申し上げますと93.3%でございます。

借り入れをしなかった場合は、臨時財政対策特例債を除いた経常収支比率と思われませんが、これが100%でございます。

今後の財政の改善策はどのように考えているのかというご質問ですが、行財政改革のさらなる推進と財政の健全化を図るための計画等を作成し、住民の皆様にもご協力いただいきたいと考えております。

○12番（宮本秀樹君） 健全財政のために考えていることを、町長、一言。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 財政の立て直しは、一般家庭と同じですけれども、入ってくる金よりも出る金が多ければ、これは赤字になるのは当たり前ですから、そのあたりが基本的な考え方だと思います。

入ってくる金の中で借金を返しながらやっていけば、財政も立ち直るでしょうけれども、借金を返しているのに、また借金をするというのであれば、金利だけは払っていくしかないということで、なかなか財政再建はできないと思います。

ですから、基本的な考え方は、入るのと出るの、それをいかにバランスをとるかということだと思います。そういうことで基本的な考え方です。

○議長（廣瀬 裕君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。2回目の質問に入らせていただきます。

町発注の入札について質問いたします。

企画財務課長、総務課長、町長に答弁をお願いいたします。

河内町での指名方法はどのようにしているのか、指名委員会はどのような方で構成されているのかお聞きいたします。

2番目に、河内町での入札ですけれども、今まで指名競争入札方式を導入されていたと思いますが、一般競争入札にした場合の方が町にとってメリットが多いと思いますが、一

般の家庭ではよいものを安く発注するのが当然だと思います。一般競争入札を導入すると、場合によっては安く発注できるのではないかと思います。お考えをお聞きいたします。

3番目に、随意契約についてお聞きいたします。裏にあるプレハブ工法都市整備課庁舎の件でお伺いいたします。町財務規則第134条及び地方自治法施行令第167条の2の中では、工事または製造の請負は130万円までとなっているが、この契約では3社の入札で2,835万円で落札されていますが、なぜ随意契約で行ったのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 入札関係にお答えいたします。

現在の指名方法ということでございますが、町が発注する建設工事等の請負業者選定に関しましては、適正に業者を指名または選考するために、町長の諮問機関として河内町建設工事等請負業者選考委員会がございます。

委員会の委員は、副町長、総務課長、企画財務課長、都市整備課長、経済課長、教育委員会事務局長で、現在は副町長がおりませんので、総務課長が委員長となり5名の委員で構成されております。庶務は企画財務課で担当しております。

河内町建設工事請負業者選定要綱の指名基準等により指名業者を選定し、会議の結果は町長に報告することになっております。

また、一般競争入札にする場合の方法ですが、現在、町では一般競争入札は行っておりません。

今後は、地場産業の育成も加味しながら、一般競争入札を検討していきたいと思ひます。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 宮本議員がおっしゃるように、随意契約ができる根拠については、地方自治法施行令第167条の2に規定されております。1号から9号までございます。その1号で地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときとあり、町の財務規則で工事または製造の請負の場合は130万円となっておりますので、随意契約ができる工事請負額は130万円ということになります。

先ほどの地方自治法施行令には、そのほかのときとして、第5号で緊急の必要により競争入札に付することができないとき、第6号に競争入札に付することが不利と認められるとき、第7号に時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき等々ございます。

そういうことで定義されており、お尋ねの、新しくつくりました第二分庁舎、都市整備課のプレハブ工事につきましては、この第7号の規定を適用して随意契約により工事を行ったとのこととあります。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 現在、指名競争ですけれども、宮本議員がおっしゃいましたよう

に、一般競争入札は、何か調べたところによると急にできないということで、一般競争入札をするための予算措置をしなければいけないということを聞いております。

そういう意味では、例えば来年度から一般競争入札をするにしても、予算化をして準備をしなければいけないということで、そういう意味では一般競争入札にして、しかも地場産業の育成ということを考えますと、本店とか支店が河内町にあるということのみで行えば、一般競争入札であっても、あるいは地元の地場産業の育成という意味では、それを行いながら価格を安くするというのが一番いい方法かなと考えております。

そのときは皆さん方のご協力をお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 3回目の質問をさせていただきます。

1回目の質問の中で、借入金が59億3,000万円ちょっと町であるということでございますけれども、町の税収9億円ちょっとの中で59億円先も借金があるということは、いかな問題かなと思います。

それと、経常収支比率ですけれども、私が議員になったころには72%台だったのですね。今はそれからずっと悪くなってきておりまして93.3%ですが、実質借入金を入れた場合には100%になってしまうということですから、住民サービスが低下するのは当然だと思います。

このようなねじれ現象、借金が多過ぎますので、こういう現象になってくるのではないかと思います。住民サービスが徹底してできるように、今後対策等を考えてもらえればと思います。

それと、先ほど2回目の質問の中で、随意契は130万円の中でしか契約できないという町の規則になっておりますので、このような2,835万円もするような発注を7条を使って行ったということですが、このようなことはあってはならないと思います。このようなことがないように、今後はこのような対策をもう少し徹底してやってもらいたいと思います。

随意契約とか、そういうものを簡単な気持ちでやってしまうと、町の血税に関わってきますので十分注意してお願いしたいと思います。答弁があれば答弁をしていただき、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、宮本議員がおっしゃったように、そのようなことがないように行っていきたいと思っております。

それと、財政再建をするには、今後、もちろん行政側の方でも歳出削減には努力しますが、町民の方にも、自分たちでできるものは自分たちでやっていただくということも、今後お願いしなければいけないと思います。そういう中で議会の方にもお力をいただき、行政側と議会と住民と、この三者で協力しなければ、恐らく財政再建はそう簡単には

いかないと思います。そのあたりを今後町民の皆様にも、議会の皆様にもお願いをして、本当に適正な予算のつくり方を、今後、来年度に向けてお願いしなければいけないことが出てくると思います。そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、服部 隆君、登壇願います。

〔3番服部 隆君登壇〕

○3番（服部 隆君） 3番、服部 隆であります。

まず初めに、さきの町長選挙に初当選されました雑賀町長に、心からお祝い申し上げます。今後のご活躍にご期待します。

それでは、通告に従いまして、農業問題について質問いたします。

現在の河内町の基幹産業であります農業、とりわけ稲作農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。河内町の稲作農業の就労者はかなりの高齢化が進んでいます。

一方、米の価格は昨年60キロが約1万5,000円前後であり、500ccのペットボトルの水と同量の米を比較すると、同程度の価格であることが現実であります。米価の低迷から農業所得は減少するばかりか、農業機械が高額なことや、今月末からT P P交渉が開始される予定であります。T P P交渉が可決した場合は、国内産の農産物がさらに下落することも予想され、将来の農業に対して不安を抱えている方々が多いのも事実であります。

このような状況下では、若者が未来に夢と希望と誇りを持って農業の担い手として従事することはできないものとするものと考えております。これからの河内町の稲作農業を明るくものにするためには、国際間競争や地域間競争に勝ち抜くための取り組みが重要であり、その一環として農地を集積して規模拡大を推進し、生産性の向上と低コスト化を図り、ほかの産業と同等の収入とゆとりを得ることのできる農業を実現することが求められております。

さらには、農業を事業として取り組む若者を育成して、生産から販売まで一貫して運営できる体制づくりに努めることが、河内町農業の発展のために重要であると考えております。そこでお伺いいたします。

若者が夢と希望を持って農業に取り組むことができるようにするために、高齢化による離農者の農地や遠隔地にある農地を近隣の農地と交換しやすいシステムを町が構築し、農地を集積しやすくすることを指導できないか。

さらには、米をベースにした商品を開発することや付加価値をつける方法を、町が中心になって指導する機関を設立することが重要と考えますが、どのようにお考えなのか。

さらには、米そのものや米を加工して付加価値をつけた製品の販路についても、町が積極的に関与し、もうかる農業を確立することが農業後継者を育成する上で極めて大切であります。この取り組みについてどのようにお考えなのか、担当課長にお伺いします。

次に、耕作放棄地の現状と今後の対策について質問します。

耕作放棄地は全国的な広がりを見せています。幸い、河内町は県内でも少ない方であり

ますが、その主な発生原因は、農業従事者の高齢化や労働力不足が進み、地域内に引き受け手がないなど耕作者が減少していること、さらには農産物の価格の低迷などに起因しています。

農地は、一度耕作をやめてしまうと数年で荒れ果ててしまい、復元するには多くの労力や多額の費用を要します。しかも、耕作放棄地をそのままにしておくと、環境にも多大な悪影響を及ぼすおそれがあります。病虫害や鳥獣の被害、雑草の繁茂、土砂やごみの無断投棄なども考えられますが、かけがえのない農地を守り優良農地として再利用するため、この耕作放棄地を町が借り上げるなどして、積極的に介入して、担い手農家や法人化を考えている農家に貸し出していくことにより、さらに経営規模を拡大していくことが、足腰の強い農業の確立へとつながるものであると思います。

町として、今後、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地をどのような方策で受託管理して農家へあっせんし、再生利用するかをあわせてお伺いします。

次から自席にて質問いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） まず、集積についてでございますが、過去3年の実績を申し上げます。

平成22年度、新規20ヘクタール、再設定、これは再契約でございますが16ヘクタール、平成23年度、新規41ヘクタール、再設定が25ヘクタール、平成24年度、新規が15ヘクタール、再設定が72ヘクタールです。

23年度が41ヘクタールということで大分大きくなっていますが、このときは戸別所得補償制度の中の規模拡大加算がありましたので、相対でやっていたものが数字になってあらわれてきたということで、23年度については大きな数字になっております。

今後も認定農業者を中心とした担い手を主体に大規模農業を推進し、より一層農地の集積を図り、農業の経営安定化を目指していくことが重要であります。

昨年からはまった人・農地プランの担い手への農地集積推進事業における規模拡大交付金の取り組みなどで、規模拡大を図る農業者の支援に努めてまいります。

商品開発や6次産業につきましては、町の総合計画にも特産品の開発など河内ブランドへの開発支援がうたわれています。しかし、新商品の開発は、行政、町だけのことでは非常に難しく、関連団体、農協、町生産組織等でいろいろ検討すべきだと思っておりますが、まだそこまでの具体的な動きにはなっていないのが現状であります。

そして、何より販路をどのように広げていくかが一番重要かと認識しております。

もう一つ目で耕作放棄地についてですが、河内町は県内での面積が一番少ない方であります。しかし、それでも10ヘクタールの耕作放棄地がございます。

また、小規模な点在農地が多く、農地間の調整等が今後の課題だと考えております。

国、県が進める助成事業で、耕作放棄地再生利用緊急対策がございます。この助成を受

けるには、農地の再生費用が10アール当たり10万円以上を必要とするとか、再生した農地を5年以上耕作することなどが条件になっております。町では、現在把握している耕作放棄地の図面等を用意し、農地の再生に関心がある農業者等に広くPRをし推進していきたいと思っております。

また、農業委員会では2年前から、耕作放棄地に大根等を作付し、町社会福祉協議会等へ寄附するなどの事業も行っております。

○議長（廣瀬 裕君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） ありがとうございます。

河内町では農家を目指した方々がすばらしい農産物を生産されております。あるいは金江津れんこんやマイタケ、エリンギ、ブドウ、ナス、イチゴなどであります。また、近隣市町村でも江戸崎カボチャや東地域のブロッコリーや阿見町のスイカ、龍ヶ崎市のトマト、その他数え切れないほどの農産物が生産されていますが、それらをネットワーク化して河内の米や米の加工品と一緒に販売し、おかずのいらぬ河内のお米として販売することはできないでしょうか。

県では、東京にアンテナショップを開設して大きな成果を上げていると聞き及んでおりますが、河内町も同様な直販店を東京に開いて販路拡大を目指しますとともに、レストランなども併設して、河内町や近隣市町村の農産物を使ったメニューを考案して、河内町の農産物のPR効果をねらっていくことにより、河内町農業の将来が明るいものになると認識しております。

この件について雑賀町長はどのようにお考えかお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 実は6月23日だったですか、茨城県が出している銀座マルシェというところへちょっと寄ってきたんですね。そうしましたら、銀座マルシェ自体は茨城県の農産物、茨城県内全域ですけれども、そういうものとか加工品が結構置いてあったのですけれども、隣にレストランがありまして、そこで食事もしてきたのですけれども、その後、実は店長といろいろ話をしているうちに、銀座農園株式会社というのがそこを最終的には運営しているのですね。その方と話をしましたら、近くの有楽町の方に別の販売をするところがあるということで、そこも訪ねてきました。

有楽町の駅前なのですけれども、ビルの1階に屋根がついているところがあるのです。その下で、実は農産物を日本全国から来て販売をしているのです。そこを銀座農園株式会社が全部借り受けてブースごとに料金を取ってやっていました。

1回そこに行きまして、実は先日もまたその人のところへ用事があったものですから行ってきまして、そのときは銀座農園株式会社の社長とも会いまして、実は今、河内町で生産者が生産したものを売りたい人が結構いるんだという話をしまして、その中で今後情報

交換をしながらやっついこうという話をしてきました。

そこでは直接農家の方が来て販売もしているそうです。そうしますと、都会の言葉でなくて地元の言葉を使って、本当にいいものを、完全無農薬とか特色のあるものを実際売っているのですね。そういうものって結構リピーターがついているみたいで、有楽町の駅前ですから非常に人通りが激しいのですよ。そういうところがありまして、これも今後タイアップしていければおもしろいかなと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 5番野澤です。河内町議会会議規則にのっとり、議長に対し、通告受理された内容のとおり一般質問をいたします。

最終日ということで多くの傍聴者の皆様が見えられ、町政及び議会に対する関心度も高くなっているのかなと思います。大変ご苦労さまでございます。

雑賀町長におかれまして、当選おめでとうでございます。多くの支持者から今後の町政のかじ取りを任されたわけですが、ぜひ有言実行、だれもが希望の持てる公正、公平な町実現のため頑張ってください。

また、例年より早い梅雨明けということで、毎日非常に暑い日が続いております。そんな中、参議院議員の選挙期間中でもございますが、アベノミクス効果で日本経済も上向きとの報道もありますが、地方ではまだまだ厳しい状況であり、当河内町においても税収の減少、雇用、少子高齢化など、当面厳しい状況が続くと予想されます。

今回の質問内容ですが、平成9年に農業振興を目的に第三セクターふるさと河内が設立、運営されてきたわけですが、今回、新聞報道等でもいろいろな記事が出ております。今回の町所有の株式売買における一連の流れ、そして処分理由について、また、ふるさとかわち建設にかかわる建設費用、町の負担額、そして補助金額、そして土地賃借の契約及び年数、そして件数、また、その後の土地購入費用等についてお伺いします。

2点目は、コミュニティバスについてでございます。

町民の交通手段の一つとして運用を開始したわけですが、町としての負担金は年額として幾らになるのか。また、今定例会において補正がなされ、85万円ほど増額になったわけですがけれども、その原因及び今までのルート及び便数、そして現在の利用状況について、各担当課長より答弁をいただきたいと思っております。

2回目からは自席にて質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 最初に直販センターの建設について、当時の建設費用でございますが1億5,120万4,000円、うち補助金が4,714万3,000円、町負担分1億406万1,000円でございます。下屋の増築分の増築費ですけれども1,864万5,000円、うち補助金が1,800万円、町負担分が64万5,000円。合計で建設費用が1億6,984万9,000円、うち補助金が6,514

万3,000円、町負担分1億4,070万6,000円でございます。

次に、土地の賃貸借についてでございます。これは4段階に分れております。

まず、平成9年4月1日から平成12年3月31日まで、年額が88万2,800円、3年間で264万8,400円。次に、平成12年4月1日から平成14年3月31日まで、年額144万2,800円、2年間で288万5,600円。次に、平成14年4月1日から平成21年3月31日まで、年額164万3,500円、7年間合計で1,150万4,500円です。次に、平成21年4月1日から平成21年9月11日まで、登記完了日までの日割り計算でございまして88万円、すべて合計いたしまして1,791万8,500円でございます。

次に、土地の購入について、契約日が平成21年8月25日、契約金額4,414万円、面積は4,414平米です。登記完了日が平成21年9月11日となっております。

続きまして、PR事業についてでございます。

従来、ブランド米やレンコンといった河内町の農産物を、首都圏を初め近隣市町村のお祭り等でPRをしてまいりました。今後につきましては、首都圏を中心に、河内町全体のお米や野菜をPRしていきたいと考えております。金額とか内容につきましては、もう少し時間をかけ、PRの実効性を確実なものとしていきたいと考えております。

直販センターの指定管理制度についてでございます。

契約内容といたしまして、指定管理制度は、地方公共団体が指定する法人またはその他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度で、地方自治法第244条の2第3項及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき設置されるものです。

契約の期間は、平成23年9月1日から平成28年8月31日までです。

契約日は平成23年7月11日となっております。

そして、直販センターの指定管理制度について違法性ということですが、これにつきましては、現在調査中でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

株式会社ふるさとかわち所有の株式売買の一連の流れと処分の理由ということでございますが、5名の方々から、町の基幹産業である農業に貢献したいとの理由により、4月10日から5月8日の間の日付で、公有財産払い下げ申請書が町長あてに提出されました。

企画財務課では、5月10日付で公有財産売り払い何の起案をし、決裁を受けた後、13日付で株式会社ふるさとかわちに出資金（株式）譲渡承認請求書を送付いたしました。

これは株式会社ふるさとかわちの定款に、株式の譲渡制限第7条、株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならないといった定めがあるからでございます。その承認が株式会社ふるさとかわちより23日にありましたので、同日、出資金（株式）譲渡契約何の起案をし、決裁を経て、24日出資金譲渡契約書を締結し、同日入金となっております。

処分理由といたしまして、5月10日起案の公有財産の売り払いについての伺で、一つ目は、現在の株式会社ふるさとかわちは順調に運営されていて公的関与の必要性が薄れてきており、町の関与なくしても懸念はないと。二つ目は、生産者及び株式会社ふるさとかわちに直接かかわる人たちがみずから出資者となることで、より活発な活動になると期待できるため。三つ目は、それらの結果、河内町の農業に大きな成果が出ると期待できるためといった理由を記入しております。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、野澤議員から質問のありましたコミュニティバスについてお答えいたします。

まず、運用開始及びルート、便数についてでございますけれども、平成18年1月から試験運行という形で開始をいたしました。具体的に申し上げますと、月曜から土曜までの平日が運行日、区間がその当時は長竿の突合から竜ヶ崎駅及び済生会病院。便数としては片道1日5便程度、試験運行ということなので、運賃は無料ということで、当初は運行を行いました。

そして同年4月から本格運行となりまして、運行日は同じですけれども、運行区間が今度は十三間戸から竜ヶ崎駅までということになりまして、便数が片道1日6便になりました。運賃の方は1乗車につき100円、ただし未就学児は無料、あと身体障害者とか障害者の方で手帳を持っている方と第1種知的障害者などの介護者は半額の50円で本格運行を始めました。

それで、平成21年6月から増便と一部路線の延長をしております。その内容といたしましては、1日片道6便でしたので、3往復から4往復へと1往復ふやしました。あと、2便目の終点の龍ヶ崎市の停留所を、駅の停留所から竜ヶ崎一高下の愛宕停留所まで延長いたしました。

次に、利用実績でございますけれども、直近の3カ年度、4月から3月までで申し上げますと、平成22年度が年間で2万237人、月平均で1,686人、1日平均で69人。23年度が年間で1万9,375人、月平均で1,615人、日平均として65人。24年度でございますけれども、年間で1万6,896人、月平均で1,408人、日平均で58人ということで減っております。

最後に、町が負担する費用でありますけれども、本格運用となった18年度は業務委託費という名目で529万1,100円を支出しております。今年度につきましては、今は運行経費補償という名目で、ことしの当初予算に630万円を計上させていただきました。

野澤議員からあったように、後で皆様にご審議いただく今回の一般会計補正予算で85万5,000円の増額の議案を出させていただきましたけれども、これにつきましては、先ほど言いましたように、21年6月から増便をしたようなこともありまして、あと、最近の燃料費の高騰、それと利用者の減少などによって運行経費が悪化しているということで、当初予算は630万円計上でしたけれども、3月29日付ですけれども、当時の野高町長と協議をいた

しまして、やむを得ないだろうということで6月の補正に、今回85万5,000円を計上しようということで起案をしております。それに従いまして今回85万5,000円を増額していただいております。後ほどご審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 2回目の質問をさせていただきます。

現在、町がふるさとかわちに債務保証をしている契約内容はどういうふうになっているか。また、債務保証の額ですね。そして、今後契約手続はどのように行われる予定なのか。そして、今後町のPR事業として550万円、今年度も予算計上をなされていると思いますけれども、ことしからの支援の方法もしくは内容、金額についてどのようにお考えなのか。

先ほど課長の方からいろいろな説明がありましたけれども、今まで約5億円余が血税としてふるさとかわちに、PRも含めて投入されたわけですがけれども、今後どのような対応をしていくかお聞かせいただきたいと思います。

そして、コミュニティバスの運行ということでただいま答弁がありましたように、年々、若干ではありますけれども、利用者が減っているということで、利用の金額、そして補助金は年々上がっていくということで大変厳しい状況なのかなとは思っておりますけれども、高校生であったり、交通弱者にとっては大事な交通手段の一つでもあります。今後、ルートの見直しの必要性はどう考えているのか。そして利用の時間帯ですか。それと、金江津方面の人にしてみれば、千葉県側への乗り入れ等も必要ではないかということで、その辺をあわせて具体的な答弁を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 重複になってしまいますが、よろしいでしょうか。

PR事業につきましては、従来、ブランド米やレンコンといった河内町の農産物を首都圏初め近隣市町村のお祭り等でPRしてきました。今後につきましては、首都圏を中心に河内町全体のお米や野菜をPRしていきたいと考えております。

金額、内容につきましては、もう少し時間をかけ、PRの実効性を確実なものとしていきたいと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 野澤議員にお答えいたします。

町が債務保証をしていく契約手続、内容ということでございますが、初めに、町に株式会社ふるさとかわちから借入先、損失補償限度額、借り入れ返済予定月等の内容が記入されました損失補償申請書が提出されます。町では損失補償限度額承認書を株式会社ふるさとかわちに通知し、その後、借入先と損失補償契約書を締結いたします。

債務負担行為の株式会社ふるさとかわちに対する損失補償では、期間が年度をまたぐ2年ではありますが、これは、例年借り入れが10月、返済が翌年12月のためであり、昨年の借り入れの現在残額は9日で3,000万円となっております。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） コミュニティバスについてでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成22年度から24年度の各年度の利用状況は申し上げましたけれども、昨年の利用実績が22年度に比較しますと16.5%、利用人口として3,300人弱ほど、1日平均では11人の減少となっております。

平成21年6月から1往復増便をいたしましたけれども、ここ数年利用者が減少しており、このような状況を考えますと、便数を現実的にふやすのはちょっと難しいかと思っております。

また、現在のルートは十三間戸から主に竜ヶ崎駅までのほぼ一直線上となっております。河内町の細長い形状や現在の利用実態、1便目が遠距離通学や通勤、2便目が学生や高校生などが主な利用者ですが、そういうことを考えると、ルート変更も難しい面があるのかなと思われまます。

高校生の通学の場合、金江津中学校卒業生の半数以上、かなりの生徒が千葉県などに通学をしておりますので、滑川駅、千葉県への乗り入れを考えると、現在のルートや運行時間の変更などで対応できるのか、また、手続はどうなのかなど、いろいろ検討すべき課題が多いと思われまます。

また、今後の利用者の推移、特に通学にかかわることですけれども、少子化、児童生徒の減少傾向も当然考慮しなければなりません。ことしの3月、河内中で56名、金江津中で31名の卒業生がいましたが、6年後の平成31年3月では現在の児童数をそのまま持ち上げた比較になりますけれども、河内中では47名、金江津中では21名と減少いたします。

現在、龍ヶ崎市へ乗り入れをしておりますけれども、このように市町村を越えて運行している自体が大変珍しいということでありまます。市町村を越えた運行、特に県を越えた運行となりますと、非常に高いハードル、制約等もあると思われまます。

いずれにいたしましても、今後のルートの見直しなどにつきましては、利用者の増加はかなり大きな環境の変化がなければ見込めないと思いまますので、横ばいか減少傾向が続くと思われまますので、財政負担や効率、利用者の利便性など、各種いろいろ考慮しながら検討を進めていかなければならないと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 今までふるさとかわちに、町が25%の株式を所有し筆頭株主として農業振興に大きな役割等を担ってきたわけでございますけれども、今回の株式減少、2.5%ということでございますが、その中で今回の株式の処分理由として、順調に運営され公的関与の必要性が薄れ、町の関与を少なくしても懸念がないというような答弁がありましたけれども、今後、第三セクターとしての町の役割、そして今後どのようにかかわっていくのか、また、先ほど答弁がありましたけれども、土地、建物は町所有で約5,800万円ほど投資をしておりますけれども、このまま無償で支援していくのかどうか、今後どうする

のかをお聞かせください。

また、もう1点、先ほど1回目のときに株式売買において違法性はなかったのかどうか。もし違法だとすれば、今後どのような対応をしていくのか。

今回のふるさとかわち一連の状況、非常に町民の皆さんは関心を高く持っておられますので、担当課長、そして町長としての考え方を答弁いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 今後の取り組みというか、今後につきましては、町長とも相談していくしかないかと思っております。

それで、違法性とかという話でしたが、指定管理制度で指定の取り消し等の条文が、三つほどありまして、一つ目が契約に違反したとき、二つ目が業務の処理が著しく不相当と認められるとき、三つ目が直販センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき、この三つがあります。これにつきましても、私といったしましては、先ほども申しましたけれども、調査中でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

土地、建物は現在無償ですが、今後どうするのかといったお尋ねでございますが、現在、町では土地建物を無償で貸与しておりますが、今後の問題ですが、町と会社の取り決めは平成28年8月31日までの、先ほどの指定期間があるかわち直販センターの管理に関する協定書だけでございます。その内容について、県内の同様の第三セクターを参考にしながら、今後協議検討していきたいと思っております。

それから、株式売買の件に違法性はないのか。これは書類の作成日のことであろうかと思いますが、また、あるとすれば今後どのような手続をするのかということでございますが、現在町では相談中ということでご了承願いたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 野澤議員にお答えします。

まず、今後の債務保証の件でございますが、これは債務保証をするということは、まさか中身がわからなくて判こを押すわけにはいかないと思うのです。ということは、これは債務保証、イコール町民の方が保証していると同じなのですね。なぜかと言いますと、もし不履行の場合には税金を投入するということになります。税金の投入ということは、皆さんの税金ですから、それについては町民の皆さんが納得できるような形の中での保証という形にならざるを得ないと思います。

実は先日、ふるさとかわちの方に役場の方からというか、こちらの方から6月21日付で関係書類の提出をお願いしました。今までの米の集荷量とか、販売等の各年度の出納簿を、ところが、これについては提供できないという返事がありました。ですから、本当に地元

の農業振興、地元の地場産業育成ということである程度公正な、だれもが見て、これはみんなで応援しないといけないというものがないと、なかなか、今までこうだったからというのではなくて、やはり河内町の町民の皆さんが納得できるような形になるような、保証というものをしていかなければいけないのかなと考えております。

そういうことも踏まえまして、まだ時間がございますので、今後、これについては精査をしていかなければいけないと思います。

あと、法的な部分についてもお話がありましたけれども、これは先ほど課長が答弁しましたように、今そういうものについてはしっかりと精査をして、もし違法性があれば、それについては、これは法にのっとって対応していかなければいけないと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様、こんにちは。きょうはまたたくさんの傍聴の方、本当にお疲れさまです。

雑賀町長に、ご就任まことにめでとうございます。

初日に町長の表明を聞かせていただきました。待ったなしの行政改革、さまざまな問題に創意工夫を凝らし、町民一人一人の意見を聞き、町民サービスに徹して税金をむだにしない予算、事業、目先のことにとらわれない徹底した歳出の見直しをしていきますと述べておられました。前町長が残した功績も多く、どうかそれを発展させることも考えの中に組み入れていただきたいと願うところであります。雑賀町長の考えも今後折に触れてお聞きしてまいりたいと思います。どうか、町民の生活をよくすること、どうしたら町民のためになるのかを一番に思い、これから町民の目線で行政運営をよろしく願います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は町内の環境美化についてお伺いいたします。

初めに、防火水槽の草刈りについてお伺いいたします。

町民の方から、何度か防火水槽の周りの草が伸びていて、どこに防火水槽があるのかもわからない状態の場所があり、周りが住宅地になっていきますので環境にもよくないし、もしも火事でもあった場合のことを考えて、住民の方々も心配されております。今回もその場所は区長の方からお願いしたところ、現在はきれいに草刈りをしていただきました。そこでお伺いいたします。

町全体でどれぐらいの防火水槽がございますか。そのうち町の所有地は何カ所ぐらいあるのかをお聞かせください。

続きまして、公園の遊具についてお伺いいたします。

場所的には保健センターに行くときに右側にある場所で、公民館の敷地内ですが、滑り台が1台だけなのですが、ご近所のお母さん方から、何かもう一つぐらいの遊具をふやしていただけないものかという要望がございました。

確かに公民館や保健センター、図書館と、子供を連れていく回数が多い場所であります。私も場所を見てきましたが、大きな木が何本もあって、ベンチも何個かありました。公民館の敷地ということもありますが、遊具をふやすということについてどのような考えかお聞かせください。

それぞれ担当課長、答弁よろしく願いいたします。

2回目からは自席にて質問いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 防火水槽についてお答えいたします。

今のところ、町内で防火水槽を設置している箇所ですけれども、ちょうど100カ所ございます。その敷地の内訳ですけれども、民有地、民間の方から借り上げている場所が61カ所、ですから残り39カ所が町有地ということではなくて、中には国から借りているような土地もあるので官有地という表現をさせていただきますけれども、官有地が39カ所ということになってございます。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、星野議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、現在の遊具のある場所は、大きな樹木、そしてベンチが配置されておりまして、二方が道路に囲まれております。かなり狭い敷地でございます。仮に新しい遊具を設置しますと、さらに狭いので危険であるのかなと思います。

遊具につきましては、水と緑のふれあい公園内にも設置してございますので、そちらを利用いただくとありがたいです。

また、グラウンドが隣接していますので、そちらで遊ばせていただければ危険ではないかと思えます。もしくは、公民館には図書室がございます。毎年、絵本、児童図書等を購入しまして図書室の充実を図っておりますので、そちらも利用していただけるとありがたいです。

と申しましても、遊具がございますので、きちんと点検整備をしまして、危険のないように維持管理をしていきたいと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 羽田総務課長、答弁ありがとうございました。

防火水槽の件でございますが、その中で草刈りという点で私が聞いたのは、いつも大体同じことなのですけれども、ほかにもそのような場所があるかどうかわかりませんが、そのたびに区長なりが必ず言わないとやれないという状態もあるのでしょうか、できれば、通学路だとかは町でしっかりと年2回草刈りをしている状況だと思うのです。そういった状況にあわせて、また一番いい草の伸び状態もありますけれども、そういった状況で、例えば官有地ですか、そここのところだけでも草刈りを、町民の方から言われなくてもできるということはできないもののでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、萩原教育委員会事務局長、答弁ありがとうございました。

公園の遊具ですけれども、公民館ということで本とかいろいろございます。それは私もわかるのですけれども、お母さん方には、できれば図書館も最近は充実してきておりますので、また保健センターにも遊ぶところがありますし、そういったことでお母さん方にはその点を伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今、星野議員からありました草刈りが必要な箇所数ですけれども、うちの方としては5カ所、この内訳ですけれども、民有地が1カ所、官有地が4カ所ということで把握をしております。

それで、実際的にその草刈りですけれども、通常の管理などは地元の消防団の方をお願いをしております。星野議員がおっしゃるのは、多分内野地区だと思っておりますけれども、内野地区にある防火水槽ですけれども、これは民間の開発業者が内野地区の住宅開発を手がけたときに、県の許可とかがあるので、その基準に従って防火水槽も設置して、敷地ごと町に寄附をしたという経緯がある防火水槽であります。

以前は地元の消防団をお願いをして草刈りもしていただいたのですけれども、面積も広く大変ということで、昨年からは役場でするようにしました。

当初は区長からというお話もあったそうですけれども、ことしは事前に状況がわかっていますので、6月の中旬に役場で草刈りを行いました。

議員がおっしゃいますように、草が伸びますと環境面も確かに悪くなり、一番困るのは万が一火災が発生した折、防火水槽の機能が発揮できないような状況では一番いけない管理状態になりますので、今後とも状況を見ながら町の方で、区長の連絡を待つことなく速やかに対応していくように、管理運営に努めていきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 羽田総務課長、ありがとうございました。

そのような状態に、やはり町の方でも心配りをしていただければ、住民の方も安心していれると思います。

ただ、消防団の方とも連携をよくとっていただきまして、本当にいざというときにきちっとわかるような状態に、安心・安全のためにしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、青野 正君、登壇願います。

〔6番青野 正君登壇〕

○6番（青野 正君） 6番青野 正です。

今回新しく雑賀町長が就任されました。また、昨年は大野教育長が就任され、新たな教育行政の取り組みができることを期待しております。

少子高齢化が進んでいる現在、我が町でも子供の産まれる数が年々少なくなっていると

ということですが、このままでいくと三つある小学校の統合も考えざるを得ない現状が、数年後には来るかと思われまます。

何年か前から、統合に関しましては、町民の方々の意見を聞きながら現在進んでいることかとは思いますが、改めて雑賀町長、大野教育長が誕生されて二人三脚で今後の中学校、小学校の統合についてどのような方針で進もうとしているのかお伺いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、今、青野 正議員からありました質問にお答えさせていただきます。

まず、平成17年度から中学校の統合問題は進めておりますけれども、そのまま現状維持という流れでもって進んでおりません。昨年末ですが、金江津小学校のPTA本部の方々が中心になりまして、金江津小学校の保護者の方に統合についてのアンケート調査をいただきました。その結果については前町長にもお伝えしたのですが、その結果の中で大きな課題として上げられていたことが10点ほどあります。

町の中央に新設できないだろうか、話し合いをもっと密に、スクールバスの運行計画を詳細に、千葉県への高校進学への対応、制服・運動服等々の問題、両校のよさ・よき伝統をどう引き出していくのか、教職員の人事についてどう工夫していくのか、統合に向けての準備委員会の設置等はどうか、子供たちの意見も聞いてみたらどうか、というようなことが主な課題として上げられておりました。

これが12月末にまとめて上げられましたので、その結果、事務局としても考えまして、2月の下旬から3月にかけて、当時の本部の皆様方と話し合いを持とうということで、こちらからお願いしましたところ、残念ながら次年度の本部の方と話を進めてほしいということで、その話し合いは実現しておりません。

そのような経過もあるのですが、河内中学校を利用してのこれまでの統合目標がありました。この方針に賛否があり、なかなか進行しなかったものと理解しております。しかしながら、大震災により金江津中学校の西側の校舎、あそこが一番古い校舎だったわけですが、ここが大きな被害を受けまして、専門家の判断もいただいて使用は危険であるということ、東側の校舎につきましては新しくつくった部分ですので、新しいといいますが昭和54年度ですけれども、その部分は全然被害がなくて、こちらでの生活なら大丈夫であるということもいただいて、学校の方ともよく相談をして、その当時、生徒数との兼ね合い等々ありまして、しばらくはこの残った校舎で生活できますということで現状に至っておるわけですが、やはり危険であるということ、中学生の活動に支障を来しているということには間違いありません。

そういうことも踏まえて、今後どのような方針でということになりますけれども、今までの形で進めますと、なかなか先に進めないのかなということを考えております。

課題の第1にも上げられていたような、今までの方針と大きく変わるとは思いますけれど

も、町の中央にということになれば、第1の課題が解決されるので一気に進むのかなということも予想しております。

ただ、今までの進み方からしても、予算上の問題等々ありますので、即中央にということは無理かと思えますけれども、その辺のところは今後の検討かと思えます。

統合ができた場合、どういう状況が期待できるかということも考えております。やはり2校の中学生が一つの学校で生活するということによって、町が一つになる一つの大きなきっかけにもなる。今、町は一つになっておるのですが、子供たちが一緒に生活するということで、そういう期待は高まるかなと思います。

両校の、金江津中学校も河内中学校も一気に子供たちが減っている現状は否めませんので、今現在一緒になりまして約270名、それが現状でやっと全部3クラスという状況です。これが6年後、平成30年ぐらいになりますと、後で小学校についてもお話しますが、全部2クラス、50何名程度の学級になります。50何名といたしますと、今現在、国の方では40人学級を決めておりますので、30人学級といううわさも出ておりますが、これはまだまだ先の話、しばらくは40人学級でいきますから、したがって、せいぜい2学級、統合中学校でも6学級ということになります。

そうなりますと、いろいろな障害、デメリットも出るのですが、それよりもそれぞれの中学生が一緒に生活することによって、学級が今よりふえますので、1校当たりの教職員の数も多少ふえます。そんなに大きくはふえません。3学級ですと二十二、三人の教職員、これが6学級になってしまいますと校長、教頭を除いて14人程度になってきます。

今、近いうちに統合ができるのであれば、中学校の教科は9教科ありますけれども、すべての教科で専門職の先生方を配置できる。今、金江津中学校も河内中学校も、教科によっては欠員という形で専科の先生方がおりません。その部分は専門外の先生で補っている現状があります。そういうところは大きく解消できます。

あと、進路選択の件ですけれども、現在、年度によってかなり違いますが、金江津中学校の卒業生が昨年ですと31人中、11人が茨城県に進学、20人が千葉県に進学しております。河内中ですと3人が千葉県側に進学しております。ですから、これが一緒になることによって、子供たちの進路の幅がちょっと広がるかな。それで先生方も、金江津中の先生方は千葉県の進路指導に関して熟知しておりますし、河内中学校の先生方は逆に茨城県方面への進路指導に熟知していますから、両方の先生方を、均等まではいかなくても、ある程度同じように配置していくことで、子供たちにより有利な進路指導ができる、そういう可能性があります。

当然、運動、部活動とかいろいろな面でもあるのですが、ただそこにはスクールバス等の問題が出てまいりますので、そういうものも含めて、ですから、今後、これを進めるに当たりましては、当初の話し合いが、私も何回か過去に出させていただきましたけれども、課題をすべて同じステージで解決しようとしていました。これは絶対無理です。ですから、

例えばスクールバスの件に関してだけ今回は話し合いをしていこうとか、次は次の課題というぐあいに、一つ一つクリアしていかないと、とても解決できる問題ではないので、今後、統合でいくとなれば、金江津中学校学区の皆様だけでなく、当然距離的に言うと、生板地区の皆さんの理解も得なければならぬ、中央地区であればわかりかし理解も早いかなと思いますが、両側の皆さんの理解を得るために、その課題を一つ一つ話し合いによって解決していったら、できるだけ早い時期に統合が可能であればいいなと考えております。

それから小学校の方ですけれども、先ほど申しましたように、みずほ小学校が一昨年統合されて、その後の過去6年間の出生者数を確認しましたら、19年度が56人、20年度も56人、21年度が49人、22年度が59人、23年度が50人、そして昨年度はいきなり減りまして25人という、年度でいきますから、この子供たちが逆に平成26年度から小学校に入学してまいります。ですから、その6年後現在の町の小学校の入学者は25人、地区割でどの地区に何人出生しているか調べればわかるのですが、そこまで調べておりませんけれども、3校で25人という実態であります。

したがって、中学校も同然ですけれども、小学校の方も現在3校で子供たちは楽しく生活しておりますが、近い将来、やはり一つにまとめる時期が来るのかなということも考えております。ただ、中学生の場合には体力があります。小学生の場合には7歳から12歳と、特に低学年の子供たちは体力がありません。この子供たちの通学方法とか、やはりスクールバスを考えるしかないと思いますけれども、どんな方法がこの子供たちに不利益を及ぼさないで安心して楽しい学校生活を送らせることができるかと考えると、課題は中学校の課題よりも大きいものがあります。

とにかく中学校をまずということで、今まで7年間、過去の経緯も踏まえながら、できるだけ近い将来、統合できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この中学校、小学校の統合の問題、非常にこれは今、教育長から話がありましたように、今後に関しましても、将来を担う子供たちをいかに安心して安全に、いい教育環境で教育ができるかということだと思います。

私は選挙期間中、各地区を回らせてもらったときに、実は金江津地区の方がこう言われたのです。中学校を統合するのに、なぜ金江津中学校を河内中学校へ持っていくんだと、逆もあるんじゃないかと、河内中学校を金江津中学校に持ってくればいいんじゃないかと、こう言われたのです。

そのお話を伺ったときに、私は、だから真ん中なんだという話をさせてもらった経過があります。右だとか左だとか言っていると、河内町はいつまでたってもまとまらないです。私はそのときに、だから中なんですよということを申し上げた経過があります。

先ほど教育長が言いましたように、将来、河内町全体で25人しかいないということが現実起きるのです。そういうことを考えますと、将来を見据えた教育環境を整備すると

いうことは、避けられないと思います。

そういう意味で、まさに、今の文部科学大臣は非常に苦勞した方で、教育改革に強い意志というか、何としても今までの教育から新しい教育にするんだということで、その中で何を言っているかといいますと、道徳について非常に強い思いがあります。人間の根本は考え方だと、その考え方は教育だと、ですから、数学等を柱に理科とかいろいろ詰め込みもいいでしょうけれども、考え方は道徳関係が非常に重要だと文部科学大臣はおっしゃっています。

それに、私は実は長竿小を出ましたから、皆さんもご存じのように、金江津というところは日本に金江津ありと言われたぐらい、大正から昭和にかけて世界にも紹介されたぐらい、たしか実践教育で日本に金江津ありと言われた、そういう地区なのです。ですから、私はそういうものを、実践教育イコール道徳教育なんですけれども、それを今回の統合に関して、それを前面に出して文科大臣の考えているものと一致をさせることによって、プラスアルファの予算を引き出せるのではないかと考えております。

そういう意味において、今後、河内町の将来を考えて、ぜひとも皆さんのご協力をいただいで進めていきたいと思っております。そういうことで簡単ですけれども、考え方です。

○議長（廣瀬 裕君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 町長と教育長の方からお話を聞きまして、一応統合に向けてやっていただくということはわかりましたけれども、近隣の各市町村を見ますと、やはり河内町は単独でやっていますけれども、稲敷市あたりも四つの町村が一緒になって一つになって、旧単位で一つの中学校に一つの小学校という答申が出て、それに向って今進んでいるということで聞いております。

また、千葉県の旧下総町ですか、そこも中学校一つの小学校一つ、中学校のところ建設して来年か再来年に出発するようなことを聞いておりますので、河内町もこの際ですから、子供たちの数が少なくなっている現状を見ますと、20キロメートルの道を離れて行って真ん中につくって、町政の苦勞も大変ですけれども、そういう対応というか、そういう感じでやっていかざるを得ないのが現状ではないかと私自身は思っていますので、それについて一応お話をさせていただければと思います。

それを一環とするか、それはまた後の話になるんですけれども、一応一つのところに最終的にはそういう感じでできればいいのかなと私自身は思っておりますので、執行部としてそういう考えも、私の意見で現実を考えてやっていけるようお願いしたいと思っておりますけれども、それについて、教育長、町長、執行部の方々にお話を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 近隣の状況について多少調べてみたのですが、今、青野議員からありましたように、稲敷市に関しましては、現在の新利根中学校の下の元のグラウンド

ですね、あそこに統合小学校として、まだ名前は決まっていないということですが、建築中です。ちょっと工事がおくれていて、来年9月開校予定ということで、4月からは一番近い柴崎小学校の校舎でもって、太田、根本、3校の児童がともに勉強を進めて、夏休みに引っ越すということになるでしょうけれども、9月開校予定で進んでいるそうです。

江戸崎地区は広いので、これもまた状況が違うのですが、江戸崎地区は、年度ははっきりしていませんけれども、江戸崎小学校の校舎に鳩崎小学校と君賀小学校の3校で一緒になると。高田小学校と沼里小学校は現状維持と。高田小学校は校舎がかなり新しいですから、そういう3校体制で進むそうです。

残りの桜川地区、ここも結構子供が少なくなっているのですが、近い将来、その桜川地区の中央につくりたい。

東地区、ここは非常に長い距離がありますけれども、新東小学校が既に東小学校と一緒になっているのですが、残りの北、西、南、東の4校が、これも中央地区につくっていきたいという市の方針で、年度はこちらは決まっておきませんが、計画はなされております。

隣の利根町は、ご存じかもしれませんが、新館中と利根中が、新館中の校舎を使って利根中となりまして、19年度から統合が既に5年が過ぎております。

あわせて、次の年度に小学校が布川小学校と太子堂小学校と一緒にしまして、これが太子堂小学校の校舎を使って一緒に生活している。それと、東文間小学校と文間小学校が文間小学校の校舎で一緒にと、文小学校は単独で、利根町は3校で今進んでおります。

牛久市の方は、そこそこ生徒児童数がふえておりますので、動きはありません。新設校の問題、新たな学校をつくるという、学校をふやすという方向で今どうするか検討中だそうですね。

龍ヶ崎市につきましては、長戸小、北文間小、川原代小、この3校は結構子供の数が減っておりますので、長戸小はまだはっきりしないのですが、一番近いところは城ノ内小学校ですか、既に向こうの方に通学されている子供もいるそうなので、あそこと一緒にいる可能性が出てきております。あとはまだ、龍ヶ崎市は具体的な動きはないようですが、近々その動きが出てくるかと思えます。

こういう実態から踏まえて、中学校の統合が可能ということで、スクールバスとかいろいろな課題が解決されて生活ができた場合に、スクールバスなりの運行の仕方、小学校のスクールバスの運行の仕方の参考にもなります。それから、統合することによってどんな課題が生じるかということも、今度の統合でまた、みずほ小のときにもありましたけれども、さらにはっきり見えますので、本当に近い将来は中学校だけでなく、次は小学校ということで1校にできる、そういうことを子供たちのためには必要なのかなということを考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、教育長がおっしゃいましたように、時期を含めて、今後検討

する委員会を立ち上げなければいけないと考えております。

そういう中で時期等も含めて、場所等も含めていろいろな意見を出し合っていて、詰めるという形で考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今、お二人の方、小学校の方も検討する課題だということで、進めていきたいという話を聞きましたけれども、同じ場所に建てるということを考えると、どうしても敷地とかもありますので、中学校を建てる場合はここで、小学校を建てたらここだということではなくて、一貫的な考え方のもとに計画を立てていってもらえたらと思いますので、そのことを、要望ではないですけれども、これは町民みんながそう思っていると思いますので、1カ所でできれば一番いいのかなと思いますので、そうすればスクールバスにしましても道路を通るわけですから、そんな感じで行けるような方策とか、要は町民の理解を得ることですので、それを重点に考えていただきまして、この先進んでいっていただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 裕君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11時 43分休憩

午後 零時 46分開議

○議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

篠田英一君、登壇願います。

〔8番篠田英一君登壇〕

○8番（篠田英一君） こんにちは、8番篠田英一です。通告に従い質問をいたします。

初めに、雑賀町長におかれましては、町長就任おめでとうございます。雑賀町長は5月の町長選挙において、「チェンジ！！かわち」をスローガンに掲げ当選されました。また、議会初日のあいさつでは、行財政改革待ったなし、慣例的な事業、歳出の見直し、バランスのとれた公正なまちづくり、少子高齢化に対応した安心して暮らせるまちづくり、伝統を継承するが、伝統にとらわれない政策を実行していくという内容であったかと思えます。

ちょっとわかりづらいのでお伺いしますが、「チェンジ！！かわち」をスローガンにした雑賀町長が、河内町のここは変えなければならないと考えていることは何でしょうか。

2点目は、若い人たちが住みたいと思うまちづくりについて伺います。

河内町も少子高齢化が進み、人口が1万人を切る日もそう遠くないものと思います。高齢化により社会保障費や医療費、民生費などが年々増加し、財政の硬直化が進んでいます。このままいくと住民サービスが低下するおそれがあるのではないのでしょうか。将来を担う若い人たちが、この町に住みたいと思うような魅力あるまちづくりを進め、町の活性化を図る必要があると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

3点目は、雑賀町長においては、何に重点を置いて町政を運営していくのかを伺いたいと思います。町の進むべき方向や重点的な政策など、考えていることがありましたらお答えください。

2回目以降は自席にて行います。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） それでは、お答えします。

変えなければならないと思っているところは結構ございますが、これは私は、篠田議員からこの質問を伺ってからいろいろ思うところがありまして、一番変えなければならないと思っているのは、やはり長としてこの重責を担ったからには、私は自分自身の心の持ち方が、役場の職員も含めて関連してくると思っております。ですから、私はその心の持ち方として、素直な心持ちで行きたいと思っております。これが、物事を行動する原点は心の持ち方だと思っております。

その原点は、そこを私は一番大切にしたいと思っておりますので、素直な心、具体的に言いますと、例えば朗らかに仲よく喜んで働くというものが、私は原点だと思っております。これが役場の職員も含めて、私も含めてなのですけれども、そういう思いがあれば、必ずそういう思いの中で本当に心を込めてお話する、心を込めて話を伺うというスタンスでいくべきだと思っております。その辺を、みずからそういう気持ちで変えていきたいと思っております。

あと、2番目の若い人が住みたいと思うまちづくりに関してですが、私もこれ実は公約の中でも言わせてもらっていましたが、活性化のための戦略会議を実は持ちたいと思っております。しかも20代、30代、40代の男女ともに、若者たちが自由闊達に議論ができるような環境整備といいますか、そういうものを考えていきたいと思っております。

次の世代を担ってくれる方、だれでも順番に年をとるわけですから、若い人たちの意見をどんどん取り入れて、そのために男女を問わず、20代、30代、40代の方が自由に、本当にいろいろなことを議論し合えるような場所が、私はひとつ活性化の原動力になるのではないかと考えております。

それで、これは将来ですからね、将来を考えますと、もう一つは、実は二、三日前に圏央道の促進協議会の方に行ってまいりました。そこで、圏央道があと1年ぐらいでほとんどがつながるということですが、そうしましたら、そのときの議長が稲敷市長だったのでですね。最後にその他のときに、国交省の人もしか、つくばと成田を結ぶ線路を考えているんだけどどうだという話を、実はそのとき稲敷市長がしたのでですね。そんなばかなことを言って申しわけないと言ったけれども、そのとき私も、ばかな人がここにもいるよということで私も手を挙げまして、そのとき廣瀬議長さんもおったのですけれども、実は私、成田の市長のところへ先月ちょっとお邪魔して、成田とつくばを線路で結ぼうじゃないかという話を提案してきたのですよ。将来、それが20年後になるかどうかわかりませ

んけれども、私はこの圏央道についても、20数年前にそういう話が持ち上がって、20数年たってでき上がった経過があります。

ですから、そういう意味では、そういう機運を盛り上げるという意味では、私はぜひとも稲敷市長もそういうお考えであるので、一緒に協議会でも立ち上げましょうという話を実はしてまいりました。これは、ここ1年、2年でなくて、将来の県南、河内町のことを考えた場合に、そういうことも見据えた中で若い人たちと、そういう活性化のための話でもすればいいのかなと考えております。それが、若い人たちが河内町に将来夢が持てれば、本当に20代の人であれば40代とか、30代の人であれば50代には、もしかするとということが考えられますから、そういう夢を持つということは、心が豊かになることだと思いますので、そういうことを考えております。

3番目の、何に重点を置いて進めていくのかということですが、私は、先ほど出ましたように、一つは教育の充実ですか、教育というのは、河内町だけでなく日本の国の原点はやはり教育がしっかりしていなければ、日本の国力も低下しますし、先ほど申し上げたように、教育という部分が非常に私は将来の河内町にとって重要な位置を占めますので、教育の充実と、あと雇用の確保ということを考えております。

今ですと、圏央道ができて稲敷インターの方には新たな企業が来ておりますけれども、この間、促進協議会が終わった後、東インターチェンジのところを見てきました。そうしましたら、あそこは田んぼの中にアクセスができて、左に行くと河内町ということですがけれども、今、河内町に実際になかなか企業が来ない状況ですけれども、私は企業が来やすい環境づくりをつくっていかねばいけないと思っています。

例えば、税制の優遇措置等を考えていかねば、ただ単に来てくれと言っても、来てくれないと思うのです。そういう企業が来やすい環境を整備していくという部分も、それが雇用の確保につながっていくと考えておりますので、そのあたりを今後議会の皆さん等含めて、いろいろと相談していきたいと部分だと思っています。

あともう一つ、農家の所得向上という部分を、河内町の基幹産業は農業でございますので、所得向上にはどうすればいいんだということで、先ほど言いましたけれども、6次産業化という部分を、河内町はお米とか大豆とか、レンコンもそうですけれども、生産するものがあるわけですから、それをいかに付加価値を高めるかという意味では、6次産業化というのは有効だと思っています。

実はきのう農水省で6次産業化について情報を収集しているのですが、年に2回ほど公募という形で、農水省の方では埼玉県にある関東農政局ですが、あそこで取り扱っているということで、そこに担当者の人に行ってもらって、現実的な6次産業化の手續と、公募するには中身が大切ですから、その辺も含めて現実的な6次産業化のための少し勉強をしていこうかと、これも私の中の重点施策で動いております。

あと、国策的でもある農地の集積化も、先ほど午前中も出ましたけれども、これもして

いかなければいけないと思っております。金江津の方がわざわざ生板の方まで来てやっているような形では、本当にこれは非効率なものですから、そういう意味ではそれが農業所得の向上につながっていくと思われまますので、この3点を重点的に考えております。

今後につきましては、いろいろな経過を伺いながら進めてまいりますのでひとつよろしくをお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） ただいま町長から詳しく説明がありましたけれども、自分を含めた職員も含めての意識改革だそうです。これをまずやろうと、それは大変いいことであろうかと思えます。

また、みんなでいろいろなことをやっていこうというお話もありましたから、それは結構です。

具体的に町のここを変えていこうというような、具体的な政策というものは考えているか。

○町長（雑賀正光君） 具体的にと言いますと、私もまだ成り立てでございまして、ただ、思うには、自分でできること、例えば対外的な部分も個別にいろいろあるでしょうけれども、一つは自分たちでできるもの、昔は例えば道路の普請などは、材料があつて地元の方がやっていくとかありまして、ですから、先ほどの財政再建にも結びつくのですけれども、自分たちでできるものは自分たちでやっていこうと、役場の職員にもそういうふうにお話をしています。

それは逆に住民の方にも、自分たちでできるものはやっていただくとしていかないと、これは財政再建も含めた話ですけれども、そこにすべてかかわってくる。ですから、その考え方ですね、基本的な考え方をしっかりすることによって、そこから行動が起きますから、ですから、変えなくてはいけないということは、今までの例えば慣例的にやってきたものでなくて、そこで新たな、本当に町民、町のためにどうしたらいい形になるかということ、それは原点があれば、おのずと行動にあらわれると思っております。

ですから、私も含めて職員みんな、今置かれている立場を考えて、その中できょうやれるものはきょうやると、あしたに延ばさないでしっかりときょう、あしたの新聞を読める人はきょうはだれもいないわけですから、本当にきょうの連続のあしたになるわけですから、きょう精いっぱいいい仕事をするという思いで、私も含めて職員もみんなそういう思いであれば、必ずいい結果が生まれると思っております。

ですから、考え方の原点をしっかりとするということが、今後のまちづくりに一番重要だと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 済みません。答弁者の方は挙手により指名を受けてから答弁するようにしてください。

8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） また、町の活性化の戦略会議、これをやっていくんだと。会議を開くのは結構なことなんですけれども、長として町民を引っ張り上げる、それには腹案も必要なのではないのかと考えます。こういうものはどうであるのか提案して、その辺のところというのは、町長は何か腹案をお持ちでございましょうか。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 腹案、正直、本当に若い人と話をすると、やはり私たちもそうですけれども、若いときというのは感性ってありますよね、感性、それは大事にしたいのですよ。ですから、私は例えば活性化の戦略会議、最初は何でも好きなことを言ってくれという話から始まらなければいけないと思っているのですけれども、その中からいろいろな話、かんかんがくがくいろいろな話を、例えば町の活性化について何かアイデアはないかとか、企業を誘致するには何かアイデアはないかというふうに、そういうやり取りをまず試してみ、その中でいろいろな話が出てくると、いろいろ知恵が回ってくるものなのですよ。

そういう意味では、とにかく集まって議論することによって、どんどんどんどんいろいろなアイデアが出てくるものなのですね。私はそういうふうに考えていますので、若い人たちの考え方、意見、いいものがあればそれを取り上げて、例えばの話ですが、いい案があれば即みんな、例えば企業化するみたいなことでもいいと思うのです。いいアイデアがあれば。

昔、どこかのテレビでやっていましたよ。いい案があったら、その人に対して、何人か集まった企業が資金を出そうじゃないかということも、これは生まれてくると思います。私は、若い人たちが本当にいいアイデアであれば、逆に町でバックアップしたっていいと思いますよ。5年後、10年後を見据えれば、企業が来なかったら、企業を育てるということも必要なのです。そういう発想も必要ではないかと思っています。その節はまたひとつよろしくお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） 最後になりますけれども、18年続いた前町長のいろいろな政策の中で、いいものはさらに拡大して継続していつてもらいたいと思います。今後の雑賀町長のご活躍にご期待申し上げ、質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔9番牧山龍雄君登壇〕

○9番（牧山龍雄君） 9番牧山でございませう。通告に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、雑賀町長、本当に就任おめでとうございませう。河内町も財政、それから、政策等大変いろいろなものが山積してございませう。体に気をつけてご活躍していただきたいと思います。

私の通告は3項目ありますので、まず、1項目め、公文書ということについて質問いたします。

現在、河内町において公文書の管理やその規定はどうなっているのかを、まずお聞きしたいと思います。

前回の定例会議最終日の3月14日に懲罰動議の議決書が目的外に使用され、選挙に使用されました。このようなことがあってはいけないし、河内町の恥であるとは私は思いました。その流出した経緯と責任は問いませんが、今回はこれから先、将来にわたって同じようなことが起きてはならないし、起きないためにも防止策を考えなければならないと思います。

それから、もう一つの事件もありました。それは文書作成日を偽って虚偽で記載されたということであります。株式会社ふるさとかわちの町の持ち株を町民に譲渡する文書であります。

こんなことがあっていいのでしょうか。河内町の信用が地に落ちてしまいます。信頼がなくなってしまう。このようなことが二度と起こらないよう手を打っていかねばならないと思います。

住みたいまちづくりと信頼・信用のできる安心で安全なまちづくりをするためにも、対策を考えなければなりません。

まず、総務課長に文書の管理やその規定について答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、2項目め、生板小学校の通学路についてでございますが、ことしの4月に子育て支援住宅が完成し、15棟の入居が始まりました。そこで以前から通学路が狭いと感じていたところがありました。それは、早井地区の椎塚商店から野沢洋服店間の道路であります。子育て支援住宅ができてますます通行量が多くなり、今まで以上に危険度が増しました。児童生徒の通学路の安心・安全確保のためにも、道路と並行に流れている水路にふた等をかぶせて、通学路として使用できないものかと考えます。

現在の水路の現況と、水路の管理はどのようになっているかを担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、3項目め、中学生海外派遣視察事業についてでございますが、今回の視察研修先が中国からベトナムに変更されたと聞いています。その理由と目的をお聞かせください。

河内町では中学生を海外に派遣し、外国の文化や歴史等を直接肌で感じ、国際感覚や広い視野を持った人材の育成を目的としています。百聞は一見にしかずと言います。外国の文化や歴史に直接肌で感じることは大切であります。国際感覚や広い視野を持った人材育成をするには継続が必要であると考えます。肌で感じたことや地域の人たちとの交流を通して、広い視野と人材育成ができるのではないのでしょうか。

平成22年にも、私はこのことで一度質問をしております。視察研修へ行って帰ってきてから、それだけでその後の事業がなくて、そこで終わってしまったように見えております。

今回も同じようなことを感じます。

グローバルな時代にこれからの子供たちは生きていくわけです。今も小学校から英語を習うこともありますし、文部科学省も海外留学を推し進めているところでもあります。この視察研修がきっかけとなって、次世代を担う子供たちが海外で活躍できる人材に育ってほしいと思っています。教育委員会、学校教育課だけではなく、社会教育または町全体で子供たちの育成に携わっていかなければならない、携わっていけば、きっと海外で活躍できる子供たちが育っていけるはずだと思っています。このことに取り組むことによって、住みたい町になると思います。

まず、教育委員会事務局長に、視察先が変更されたことと目的を答弁いただきたいと思っています。

2問目以降は自席にて質問いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、牧山議員のご質問にお答えいたします。

まず、公文書の管理規程はどのようになっているかということでございますけれども、町の文書事務取扱規程というのがございます。その規程によりますと、総務課が文書主管課として庁全体、役場ということですが、その庁全体の文書事務の指導、調整及び総括管理をすることになっております。それで、各課長及び室長は、その責任者として各課等の文書事務の管理を具体的にすることになっております。

決裁文書の浄書については、その主管課、室において行うこととなっており、決裁済の文書を発送しようとするときは、公印及び契印を押印することになっておりますけれども、総務課長の承認を得た場合は、これを省略することができるということになります。

もう少し具体的に言いますと、まず文書は、その文書を起案しまして、回議、合議、相談という形、それで決裁、浄書、発送、保存という形になっておりますけれども、そういう一連の流れに沿って出された文書について、最終的に今度、保存という行為になります。その保存については、町の文書保存規程というのがございまして、主管課が整理するという流れになっております。

それと、公文書とはまたちょっと種類が違いますけれども、証明というものもございません。この証明については、一般に証明事務と言われておりますけれども、町民課であれば戸籍とか印鑑証明、住民票の証明とか、こういうのはすべて国の法令等や町の規則、条例等に従って、その戸籍、印鑑、住民票は町民課の方で事務を行っております。

納税関係の課税とか納税証明書は企画財務課の方で町の規則に従って行っております。

そのほかに経済課では、農振、農業振興整備に関する法律というのがございますけれども、その農振に入っているかどうかの証明をしたり、あとは、農業委員会、これは町長部局とは違いますけれども、農業委員会は独立した行政機関になっておりますけれども、これは法の規定にはないのですけれども、行政サービスとして耕作証明書を発行したりしてい

ます。

証明等はそういうことになっております。

○議長（廣瀬 裕君） 沼寄都市整備課長。

○都市整備課長（沼寄 繁君） それでは、牧山議員からの質問についてお答えいたします。

生板小学校の通学路についてということですが、現在、生板小学校の通学路として利用している町道203号線に附属している椎塚商店から野沢洋服店までの当該水路につきましては、長さが87メートル、幅1.5メートル、深さが1.5メートル、構造はコンクリート組み立て柵渠となっております。

土地の所有につきましては、国有財産特別措置法に基づきまして、平成16年3月31日付で国有財産譲与契約書の締結によりまして、本町の所有となっております。

水路の管理者につきましては豊田新利根土地改良区で管理されていまして、以前は周辺一帯の農地の用水排水として利用されていたようではございますけれども、現在はパイプラインの普及によりまして面積的には小規模になりまして、当該水路の東側の農地の排水路として利用されています。また、周辺地域の生活排水、雨水排水としても利用されております。

水路の活用につきましては、国交省で水路のふたかけによる歩行空間確保の推進ということがありまして、そういうのを推進しておりまして、このことで全国的にも事例はふえてきているということでございます。

この水路を通学路に活用することにつきましては、ふたなどの工作物が水路の管理に支障がないかどうか、また、通学路として適しているかどうか、そういうことを土地改良区や教育委員会、関係機関との協議、また地元の住民の皆さんの意向を考慮しながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、牧山議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、中学生の海外派遣研修先の変更等でございますが、議員がおっしゃいましたように、次世代を担う中学生を海外に派遣し、異国の文化を肌で感じてもらい広い視野を持った豊かな人材を育てるということを目的として平成10年から始まりまして、今回で16回を数えます。

研修地の変更でございますが、今までは中国でしたが、今回ベトナムということで変更してございます。ご存じのように、中国では反日的なデモが発生しております。鳥インフルエンザが流行したり、今回見つかった鳥インフルエンザH7N9型は、今まで人に感染することが知られておりませんでした。WHOが中国で人への感染があったということで公表しています。

また、大気汚染の問題もございます。北京でPM2.5の濃度が最悪のレベルに上昇したとい

うニュースが配信されたのは、6月末でございます。内容としましては、日本の環境省が外出を控える目安としている70マイクログラム、これをはるかに超えた汚染の状況であるということでございます。

北京市の基準でいいますと6段階あるうちの6階級の嚴重汚染に当たる1立方メートル当たり500マイクログラムを超えたとあります。このような現状下では、生徒、参加者の安全や安心は確保、担保できないと思いますので、今回のベトナムにつきましては親日的な国だということ、これからの成長市場としてインド同様に注目がされているということでございます。多くの日本企業が進出している。若い人たちが人口の6割を占めているということで、活気があり、躍進が期待できる国であるということが上げられます。

以上のことで中国からベトナムへと変えております。

○議長（廣瀬 裕君） 9番 牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） どうもありがとうございます。それでは、公文書について2回目の質問をさせていただきます。

課長からいろいろ説明を受けましたけれども、そういう規定になっていても、なかなか思ってもみなかったようなことが起きるのが現実だと思います。そのための対策としてどういうことをこれから考えていくのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

私なりの考えというのは、どこからどれだけ文書が流れたかという、そのルートですね、そして目的。今回の懲罰委員会のもは、目的はちゃんとわかっていたのですけれども、それ以外に流用されたということなので、それ以外に流用しないという書面か何かをとるべきではないかと思います。個人情報なり何かは、そういう目的を持って目的外に使用しないという文書もちゃんと確約されているわけでございますので、特にあの時期でしたらちょっと微妙な難しい時期だったものですから、そういうこともこれから起きてはいけなわけですので、そういう防止策も何か考えていかなければならないと思います。

それから、2番目の通学路に関してですけれども、地域住民の方といろいろ相談されて、通路として使う分にはそんなに、車が通るほど頑丈につくらなくても予算的にはかからないと思いますので、なるべく実現の方向で、子供たちが安心して通学できる方法を早く実現していただきたいと思います。

それから、中学生の派遣の問題ですけれども、こういう事業をどんどん、今度町長が新しくなったので予算をつけてもらって大きくしていくか、参加人数を多くするかとか、そういう方向で考えていただきたいと思います。

そして、先ほども言いましたけれども、帰ってきてからしり切れトンボみたいになるのではなくて、何か継続できるような方法をこれから検討しながら視察先も考えていっていただきたいと思います。

いろいろ見聞を広めてくることも大切ですが、そこから何かを発見して、子供たちが将来何かの自分の生きがいを見つけられるような、そういう先の方を見たようなこと

を考えながら、これから研修先を決めていただきたいと思います。

これで2回目を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今、牧山議員からあった対策ということでございますけれども、先ほど申し上げたように、一応規定では庁的なことは総務課が担当してございますけれども、実際の管理なり、そういうのは各担当課になります。

それで、ちょっと問題になっている文書でございますけれども、非常に申し上げにくいのですが、議会から出された文書ということなので、町部局とはちょっと違いますので、それと、その点については、今、牧山議員からあった個人情報とかというお話もあって、あと、情報公開とかもありますので、情報公開の方は、総体的なことはうちの総務課が扱ってございますけれども、ではどういう文書が情報公開に当たるか、それは各実施機関、町長部局とか議会とか農業委員会とか部局が違いますので、その実地機関なりで協議をしながらでないと、ちょっとどういうのがということなので、今ここではっきりした答弁は差し控えさせていただきますと思います。

ただし、庁全体の管理主管が総務課なので、各担当課には文書の取り扱いには適正を期すようなことで検討を加えて指導していきたいと思っております。そういうことでご了承いただきたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 沼寄都市整備課長。

○都市整備課長（沼寄 繁君） 早目に実現してほしいということで、生板小学校の通学路についてですけれども、先ほどご説明しましたように、関係機関とよく協議して、地元の方も実際に生活排水を出されているので、そこにふたをかけてしまうとどうなのかなというのもありまして、地元の方の話も聞きまして、いい方向に進められればとは思っております。検討させていただきますと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、帰国してからの継続という議員のお話もありましたけれども、今までの中国は、日本の歴史の文化の源であるという国でありまして、中学生にとっては必ずいい体験にはなっているかと思えます。

今後、姉妹都市ということも考えながら、また、この町のホームステイということも視野に入れながら事業を継続していければと思います。いずれにしましても、事業継続に当たりましては、町の補助金がなければとても継続していきませんので、その辺も町部局と連携して教育委員会が進めていければと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

この1項目の公文書についてですけれども、本当にどこからどのぐらい流れたか、文書の流れははっきりさせることも必要なので、そういう見直しをしていただきたいと思いますのと、や

はりだれからどう来たのかという、そういうのも必要ではないかと思えます。

後で知らなかったとか、言いわけされても困るので、そういうのは足跡として残しておくという方向、そして町の今の責任者は町長だと思います。どんなことが起きても町長が最終的には責任をとるしかない。そういう考えのもと、今度新しくなられた雑賀町長、質問の項目は出していないのですけれども、やはり町長が責任をとるから一生懸命仕事をやる、そういう町の体制を私はつくってほしいと思うのです。職員がやったからおれは知らないというのではなくて、全責任は私にあるんだという、そういう町政のやり方というのはあると思うのですけれども、そこら辺、もし町長が答弁できるのであればお答え願いたいと思えます。

それから、通学路ですけれども、よろしく願います。今まで事故が起きなかったのが不思議なくらいなので、これからいい検討をよろしく願います。

それから、海外研修ですけれども、学校教育課、教育委員会だけではなかなか大きくするのは難しいと思うので、先ほども話しましたように、社会教育だとか町の町長を中心とした町全体とか、それから、町にも結構外国人の人が来ていますから、そういう人と国際交流みたいなものを、もう少し違う視点で考えた中のこの海外研修という形の方向性もあると思うので、これから河内町も成田空港に近いし、外国人もどんどん来られるような状況も想定されますので、もうちょっと大きい目でこれからの施策も考えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

先ほどの文書の取り扱いですが、最終的には長が責任を持たなければいけない問題だと思います。ですから、今後につきましては、法令遵守、これは絶対不可欠なことだと思っております。そういう中でもし間違いが起きたにしても、それは最終的には長の責任だろうと私は考えております。

それと、海外研修ですけれども、実はこれはことし今から行くわけですけれども、おっしゃったように、継続的な事業の中で、行ってきて終わりではなくて、長い目で考えますと、例えば来年度からたしか英語の授業が小学校3年生から入ってくると思います。ですから英語圏に、せっかく英語を覚えようとしているのですから、逆に英語圏のところと姉妹都市を結んで相互にホームステイをするようなことも、今後は考えていかなければならないかなと思っております。

そういうことを踏まえて、今年度はベトナムですけれども、将来的にはそういうことを踏まえて、またご提案をしていきたいと考えております。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、大野佳美君、登壇願います。

〔11番大野佳美君登壇〕

○11番（大野佳美君） 皆さんこんにちは、11番大野です。

せんだっての選挙におかれましては、雑賀町長、おめでとうございます。今後のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問したいと思います。

まず、1番目に町政一般についてでございますが、その中で公約について伺いたいと思います。

まず最初に、公約の考え方を最初に町長に伺いまして、その後、各諸問題に対して伺いたいと思います。

まず一つ目、公用車の問題でございます。

選挙等では公用車は廃止するというので、公用車と言っても町長専用車を廃止するか、一般ではわからないような言葉を使いながら言ってきたかと思います。一般の人は公用車は廃止するんだなと直感的に、それも選挙戦略の一つだと思いましたが、その割には対応が早いなと感じまして、初日には、6月6日付の専決処分を臨時職員の人件費ということで計上し、また、先月には売却したということをごらんと聞きましたもので、その売却先の契約書、どなたと契約したのか、またどういうふうにしたのかを伺いたいと思います。

まずは、こういう公的な税金で購入した公用車に対しては、一般的には全部に公募をするとか、オークションにかけるとか、いろいろ方策があつて、その協議した中で財産を処分するなり、購入するのが一般的ではないかと私自身は思うのですけれども、そこら辺を伺いたいと思います。

次に、退職金は半額にするということで公約の方にうたつてあると思いますが、いつから半額にするのか、実施時期と方策をお聞きしたいと思います。

次に、学校給食ですけれども、学校給食の考え方等を運営委員会等でもいろいろお発言していただきたいと思いますけれども、これから学校給食をどういうふうと考えていくのか、まず1問目はそれからお聞きしたいと思います。

次に、職員数を大幅に削減するということがあつたもので、何だか40人を削減するというので、今、138人職員はいると思うのですけれども、40人削減するのはいつまでにするのか、どこを削減するのか、おれが考えてみると一番削減するのは幼稚園とか、そういう関係しかないのかなと思うのですけれども、どういう削減の仕方をするのか、いつまでにするのかを伺いたいと思います。

最後に、我々倫理条例をつくりました。一緒に雑賀町長も同じに論議をして4月1日から施行するように決めましたけれども、町長の倫理条例は制定するつもりなのか、それを伺いたいと思います。

あとは自席にて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） お答えいたします。

まず、公用車の件ですけれども、この町長車につきましては、私の公約の一つに掲げました黒塗りの高級車による町長専用車の廃止ということに基づいて、従来の町長専用車を廃止いたしました。

廃止に当たりましては、同じ車種を取り扱っているディーラーに買い取りを実は依頼しましたところ、158万円という査定価格でございました。この査定価格では158万円以内で交換できることを前提に、また、これまでのような町長専用車としてではなく、もっと広く、例えば協議会の委員など数人を乗せて出かけられるような、有効的に使用できることを考慮して車種の選定を行いまして、8人乗りのワゴン車に決定をすることといたしました。

なお、このワゴン車の年式は平成17年式で、走行距離は3万5,000キロメートルでございます。

この公用車の導入につきましては、河内町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づきまして物品交換契約書を取り交わし、平成25年6月14日付で従来の公用車と等価交換をしたものであります。

契約先は茨城トヨタ株式会社江戸崎店でございます。

2番目の退職金の問題についてでございますが、私の退職金問題について、退職金は給与の一部であり、その支給等は地方自治法の規定により、市町村の条例で定めなければならないとされています。

また、茨城県では県内の市町村が市町村行政の効率的な運営を図ることを目的に、昭和50年に地方自治法第285条の規定に基づき、退職手当事務等を共同処理するために、茨城県市町村総合事務組合が設立されております。これによりまして、県内全町村の常勤の特別職を含めた職員に係る退職金の支給等については、組合条例の定めるところによるものとされております。

実際に私の退職金を半減するためには、町特別職の給与条例において、退職金の算出を行う基準月となる退職する月における町長の給与月額を半額とすることが必要となります。この退職する月の給与を半額とする給与条例を改正する際には、議案として上程し、ご審議いただくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

学校給食につきましては、平成19年1月から行政改革の一環として民間に委託し、現在に至っております。また、学校給食の実施や運営のあり方などについて審議、助言する機関として学校給食運営委員会があります。この委員会の構成員には議会代表、校医代表、学校関係者、保護者の代表として幼稚園、各小学校のPTA会長、副会長の皆さんに参加をいただいております。

現在のところ学校給食運営委員会は年に1度開催されています。小中学校のPTA会長などの役員も、ほとんど1年で交代してしまうのが普通のようなようです。したがって、運営委

員構成の改善も図っていきたいと考えております。

学校給食に限らず、ある事柄について意見を出し合って協議しよりよい方向へ導いていくには、一度会議に出席しただけでは無理があらうかと思えます。そこで私は、学校給食運営委員会を年に1度ではなく、数回開催し、その中で協議をし、意見をもとに学校給食の今後の運営について考えていきたいと思っております。

実は私は今週から、学校給食を昼間とりまして、試食を今週から続けております。きょうは議会の方からお弁当をいただきましたのであれですがけれども、現実的に毎日なるべく食べるようにして、実態も含めて協議をしていきたいと考えております。

あと、職員の削減の考え方もすけれども、先ほど大野議員が40名削減とおっしゃっていましたがけれども、一応私は公約の中では40名というお話をしたとは記憶がないのですけれども、これは削減していきましようということはしていますけれども、40名という削減について、私は公約の中ではそこまでの数字は明確には申し上げていないと記憶しておりますが、その上でお答えをいたします。

河内町では現在、平成22年度から26年度までを第3次行政改革の推進期間と定めて、積極的な行財政改革を行っており、ご質問の職員数の削減につきましては、その行政改革の主要課題の一つとして定員適正化計画を定めて適正な定員管理に努めているところです。その取り組み状況については、毎年広報かわちで町民の皆様にお知らせをしております、本年度は6月号に掲載をいたしました。

職員数は平成25年3月末で138人、計画の基準年度である平成17年度と比べますと19人の減員となっており、人件費は23年度の職員給が6億1,971万3,000円で、17年度と比べますと年間8,590万1,000円の削減となっております。こうした行政改革の推進による効果は、もちろん前任の野高町長のご努力によるものであり、私も引き続き行政改革を進めていきたいと考えております。

なお、25年度は定年退職予定者が2名おりますが、来年度の新規採用の募集は行わないよう指示をいたしました。

今後の職員削減の考え方については、定員適正化計画を尊重しながら、地方分権一括法に伴う県、国からの権限移譲による業務の増加での対応や、職員の年齢層の歪み等による業務への弊害が生じないように留意し、適正に行っていきたいと考えております。

政治倫理条例につきましてはすけれども、当町には議員の皆様方が自主的に制定された河内町議会政治倫理条例がございます。これも皆さんとともにおつくりをさせていただいたものでございます。河内町議会政治倫理条例は、議員の皆様を対象とした条例であります。首長、副首長、教育長も対象とした政治倫理条例を制定している自治体も多くあることから、私は河内町議会政治倫理条例を改正して、河内町政治倫理条例として、議員のみならず町長、教育長をもその対象としたものにしたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 最初の公用車の売却の方法は、できれば普通のところは公に公開しながら売却していくのが常だと思いますけれども、なぜそんなに急いでやったのかという疑問を、皆さん思うと思うのです。

それは黒塗りに白塗りに変えたっていいですよ。それなりに皆さんに公開しながらやるべきところじゃないですか。

私はうそをつきません、皆さんも、つきませんのでどうぞと言っているというお話を、この前職員の前でやったみたいですがけれども、そういうのを聞きますと、そこら辺は小さいところですがけれども、オークションにかけるとかやって、また処分方法を考えてやっておかしくないのではないかと思うのですけれども、その方法に対して。

あと、2番目の退職金ですがけれども、それは先刻承知でございますけれども、半額にするには給料を下げなければ下がらないなんて初めからわかっていました。選挙中は1,800万円と言っていましたけれども、実際は幾らだと思いますか。

まだわからないけれども、算定はできるわけだから、後で聞きます。

あと、学校給食ですがけれども、公約では4,000万円弱をただにするということでは言っていましたね。4,000万円ちょっと下ですがけれども、約4,000万円をただにするということではいろいろところでお聞きしていますけれども、それがどうなのかお聞きします。

あと、職員の適正化、数は言いましたけれども、何年のうちにやるのか、年度の計画ぐらいはできると思うのですけれども、その削減幅というもの。

お答えがないから一番最初に聞くのを忘れたけれども、この公約についての考え方を聞くのを忘れてしまった。一番最初に答えてもらいたいと思ったの、その前に公用車が入って聞いたり、それを再度聞きます。公約に対しての考え方。

倫理条例は私どもと一緒にやりましたので、制定をするということで理解してよろしいですか。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 公約の考え方というのは、私の選挙期間中のパンフレットを見ていただければわかると思うのですけれども、それに基づいて順次果たしていくと、時間のかかるものもあるだろうし、早目にできるものもあるということで、そういう考え方で、一応パンフレットに書いてあるものについては、大野議員おっしゃったように、給食費がゼロにするとかというのは、公約のパンフレットの中にはそういうゼロでなく、話というのはひとり歩きしますから、書いてあるものについては、それは私も何とか達成しようということで動いてまいります。

あと、先ほどオークションという方法もあるとおっしゃっていましたがけれども、ですから、そのやり方はいろいろあると思うのですけれども、一応今回は財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例がありますので、これに基づいて交換をしたということで、やり方云々はオークションもあるだろうし、今回は同じトヨタのディーラーに探していただいて、な

るべく高くとっていただいて、なるべくいいものを安く提供していただくという考え方で、この条例に基づいて行ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

あと、職員の削減については、たしかこれは27年度までの、工程概要というのがありますので、これに基づいて、まず27年度までは行う。これでいきますと27年度には132名になっておりますけれども、ですからこの辺は、この規定をつくったときは22年度で、そこからして27年度には140名から132名という予定でおりますので、基本的にこれに基づいて行っていくというのが基本的な考え方だと思います。

ただ、議員の方から、もっと早く、もっと処分しろということであれば、それはそれとして考えていかなければならないかなと思いますが、一応こういう規定が前もってできておりますので、これに基づいて実行していくということでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（廣瀬 裕君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 公用車に対してはそのようにやったと。トヨタ江戸崎に売却し、バスターでやって、その経費も含んだ中で全部込み込みでやったと。

○町長（雑賀正光君） そうです、そういうことです。ですから、一切お金は動いていないということで、その中で全部処理をしたという形ですね。一切経費も含めて全部……立って言うんだっけ。

○議長（廣瀬 裕君） 質問をまとめて、答弁は後でまとめていただけてください。

○11番（大野佳美君） 一応投げかけているだけですけれども、それで答えてくるから。

それでは最初に戻って、臨時職員を雇ってと言われましたよね。それとあわせて公用車を廃止するということに対してから思うと、おかしいところもあるんじゃないですか。

職員だって実質的に余っているという感じのニュアンス、削減するというところには、余っているということに幾らかかわりがあるわけですので、臨時職員を雇わなくても、その中でどうにかこなせたのではないですかと思うのですけれども。

それで、私どもは反対して専決処分は承認はしなかったのですけれども、それは長の方が強いから専決処分でいけば何でも通ってしまいますけれども、先刻承知でその点はそのような形にしましたけれども、これからはそういう形になると言えば、今回は金額が小さいから余り問題はないかなと思いますけれども、大小ではなく、専決処分で阿久根市長みたいに幾らでもできるということから、幾らか改正されて、できなくなったという経過はあると思うのですけれども、専決でそういうふうに処理をするという過程に問題があるのではないかと。

それなりに開かれた町政をやる町長であれば、もう少しその点は手順を踏んでいただいた方がいいんじゃないかと一般的には思うのですけれども、公用車、それでお答えを聞きたいと思いません。

退職金は、半額になるんだから、もとを半分にするということだよな。

その2点を最後にしますので、よろしく。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の最後からいきますから。

退職金の話ですけれども、退職する月における町長の給与を月額半額とするという形で。今から半額にしてしまうと。そういう形でないと半額になりませんので。

あとは専決の問題ですね。

ですから、なるべく所定に、私は専決をしなければならないという状況以外は、わざと専決をどんどんするなんてことは基本的にはないですから。それは今までの歴代の方たちも、そういうことで基本的にやっているはずですから、私の議員のときには専決については別に、それは長が専決と判断したから反対もしませんでしたけれども、専決についての判断というのは、最終的には長が責任を持って判断しなければいけないと思いますので、ただ、議会に諮らなければいけないものについては、おっしゃったように、一緒に相談しながらやっていきますので、どうぞよろしくをお願いします。

あとはよろしいですか。

○議長（廣瀬 裕君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今お答え願ったように、これからは私ども同じく議員としてやったわけですので、皆さんもお知りになりたいことは知りたいでしょうから、それなりに公開の原則を曲げないで、専決処分はゆっくりやっても間に合いますから、災害等だったらばんばんやって結構ですので、その臨機応変の中で運営はするしかないと思いますので、そういう方向でこれから期待していますので、よろしく。

これを最後に終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 日程3、議案第1号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 平成25年度河内町一

般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程4、議案第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 本日提出されました日程5につきまして審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 平成25年第2回河内町議会定例会提出案件の概要説明を申し上げます。

議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件についてご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程5、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

担当課長に議案の説明を求めます。

林水道課長。

○水道課長（林 博行君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度河

内町水道事業会計未処分利益剰余金911万9,132円の処分について、減債積立金に650万円、建設改良積立金に261万9,132円をそれぞれ積み立てるに当たり、議会の議決を求めるものであります。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程7、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成25年第2回河内町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後2時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員